

【減免の要件】

(1) **主たる生計維持者（世帯主等）**が死亡又は重篤な傷病 -----> 下記①②に該当の場合は全額免除

①主たる生計維持者（世帯主等）が、新型コロナウイルス感染症により死亡した場合

②主たる生計維持者（世帯主等）が、1か月以上の治療を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合

(2) **主たる生計維持者（世帯主等）**の収入の減少

